ロ　制御携帯基地地球局が送信する制御信号を受信した場合に限り、電波の発射を開始できる機能を有すること。

ハ　制御携帯基地地球局の制御により電波の発射を停止する機能を有すること。

ニ　周波数及び輻射する電力は、制御携帯基地地球局が送信する制御信号によつて自動的に設定されるものであること。

ホ　自局の障害を検出する機能を有し、障害を検出したとき及び制御携帯基地地球局が送信する信号を正常に受信できないときは、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

ヘ　二九・五GHzから三〇GHzまでの周波数の電波の発射を禁止された領域内において電波の発射を停止する機能を有すること。

二　送信装置の条件

送信空中線から静止衛星軌道の三度以内の方向に輻射される四〇kHzの帯域幅当たりの電力は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。

対向する衛星方向からの離角（θ）	最大輻射電力（一ワットを〇デシベルとする。）
二度以上七度以下	次に掲げる式による値以下 $19-25\log_{10}\theta$ デシベル
七度を超え九・二度以下	（一）二デシベル以下
九・二度を超え四八度以下	次に掲げる式による値以下 $22-25\log_{10}\theta$ デシベル
四八度を超え一八〇度以下	（一）一〇デシベル以下

注一　送信電力制御機能を有する場合であつて、降雨等により搬送波の減衰がある場合は、この表の値にかかわらず、減衰量を補うために電力を増加させることができる。

二　送信電力制御機能を有しない場合であつて、無線通信規則第三章に定める手続（以下「国際調整」という。）で合意した値がある場合には、この表の規定にかかわらず、その値を最大輻射電力とすることができる。

三　符号分割多元接続方式を使用し、二以上の局が同一の四〇kHzの帯域内で同時に送信する場合は、下欄に掲げる値から次に掲げる式による値を減じること。

$10\log_{10}N$デシベル（Nは局数）

ただし、国際調整で合意した場合は、他の方法を用いることができる。

四　仰角が三〇度以下の範囲で運用する場合は、下欄に掲げる値に次に掲げる式による値を加えることができる。

$3-0.1_{\varepsilon}$デシベル

εは静止衛星軌道に対する仰角とし、5度以下のときは5とする。